

## 「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(群馬県指定 第1070700123号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定短期入所生活介護等サービス」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	4
5. 苦情の受付について .....	10

## 1. 事 業 者

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 宝寿会     |
| (2) 法人所在地 | 群馬県館林市岡野町335-1 |
| (3) 電話番号  | 0276-71-1682   |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 柴崎 貴之      |
| (5) 設立年月  | 平成10年8月6日      |

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護 平成12年3月10日指定  
指定介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日指定  
群馬県1070700123号

(2) 事業所の目的 介護保険法令の主旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定短期入所生活介護等サービス」という。）を提供します。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ヴィレージュ

(4) 事業所の所在地 群馬県館林市岡野町335-1

(5) 電話番号 0276-71-1682

(6) 事業所長（管理者） 氏名 栗原 幹也

(7) 当事業所の運営方針 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30～17:30

(10) 利用定員 10人

### (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護等サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算 (特養と兼務)
1. 事業所長 (管理者)	1名
2. 介護職員	3名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯
	早朝1 7:00~16:00
	早朝 7:30~16:30
	日勤 8:00~17:00
	遅番 10:00~19:00
	夜間 17:00~9:00
2. 生活相談員	日勤 8:30~17:30
3. 看護職員	日勤 8:30~17:30
4. 機能訓練指導員	日勤 8:30~17:30

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

##### <サービスの概要>

##### ① 食 事（但し、食材料費は別途いただきます。）

当事業所では、業務委託先栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

【食事時間】      朝食：7：30～      昼食：11：30～      夕食：17：30～

- ② 入 浴      入浴又は清拭を利用日数に応じ、概ね週2回行います。  
お身体の状態に合わせて一般浴槽、機械浴槽をご案内いたします。
- ③ 排 泄      排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練      機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る為に必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 口腔ケア      口腔疾患および気道感染・肺炎に対する予防を目的とする口腔清掃や口腔保健指導を実施します。
- ⑥ その他自立への支援      離床、着替え、整容等の日常生活上における必要な支援を実施します。

1 割負担

個室

(単位：円/日)

介護度	区分	介護 (1割)	食 費	居住費	合 計
要支援 1	1段階	451	300 円	320 円	1071 円
	2段階		600 円	420 円	1471 円
	3段階①		1000 円	820 円	2271 円
	3段階②		1300 円	820 円	2571 円
	4段階		1500 円	1271 円	3222 円
要支援 2	1段階	561	300 円	320 円	1181 円
	2段階		600 円	420 円	1581 円
	3段階①		1000 円	820 円	2381 円
	3段階②		1300 円	820 円	2681 円
	4段階		1500 円	1271 円	3332 円
要介護度 1	1段階	603	300 円	320 円	1223 円
	2段階		600 円	420 円	1623 円
	3段階①		1000 円	820 円	2423 円
	3段階②		1300 円	820 円	2723 円
	4段階		1500 円	1271 円	3374 円
要介護度 2	1段階	672	300 円	320 円	1292 円
	2段階		600 円	420 円	1692 円
	3段階①		1000 円	820 円	2492 円
	3段階②		1300 円	820 円	2792 円
	4段階		1500 円	1271 円	3443 円
要介護度 3	1段階	745	300 円	320 円	1365 円
	2段階		600 円	420 円	1765 円
	3段階①		1000 円	820 円	2565 円
	3段階②		1300 円	820 円	2865 円
	4段階		1500 円	1271 円	3516 円
要介護度 4	1段階	815	300 円	320 円	1435 円
	2段階		600 円	420 円	1835 円
	3段階①		1000 円	820 円	2635 円
	3段階②		1300 円	820 円	2935 円
	4段階		1500 円	1271 円	3586 円
要介護度 5	1段階	884	300 円	320 円	1504 円
	2段階		600 円	420 円	1904 円
	3段階①		1000 円	820 円	2704 円
	3段階②		1300 円	820 円	3004 円
	4段階		1500 円	1271 円	3655 円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	12/日	療養食加算	8/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	4・8/日	口腔連携強化加算	50/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6/日	送迎加算	184/回
看取り連携体制加算	64/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	100/月・10/月		

1 割負担

多床室

(単位：円/日)

介護度	区分	介護 (1割)	食 費	居住費	合 計
要支援 1	1段階	451	300 円	0 円	751 円
	2段階		600 円	370 円	1421 円
	3段階①		1000 円	370 円	1821 円
	3段階②		1300 円	370 円	2121 円
	4段階		1500 円	955 円	2906 円
要支援 2	1段階	561	300 円	0 円	861 円
	2段階		600 円	370 円	1531 円
	3段階①		1000 円	370 円	1931 円
	3段階②		1300 円	370 円	2231 円
	4段階		1500 円	955 円	3016 円
要介護度 1	1段階	603	300 円	0 円	903 円
	2段階		600 円	370 円	1573 円
	3段階①		1000 円	370 円	1973 円
	3段階②		1300 円	370 円	2273 円
	4段階		1500 円	955 円	3058 円
要介護度 2	1段階	672	300 円	0 円	972 円
	2段階		600 円	370 円	1642 円
	3段階①		1000 円	370 円	2042 円
	3段階②		1300 円	370 円	2342 円
	4段階		1500 円	955 円	3127 円
要介護度 3	1段階	745	300 円	0 円	1045 円
	2段階		600 円	370 円	1715 円
	3段階①		1000 円	370 円	2115 円
	3段階②		1300 円	370 円	2415 円
	4段階		1500 円	955 円	3200 円
要介護度 4	1段階	815	300 円	0 円	1115 円
	2段階		600 円	370 円	1785 円
	3段階①		1000 円	370 円	2185 円
	3段階②		1300 円	370 円	2485 円
	4段階		1500 円	955 円	3270 円
要介護度 5	1段階	884	300 円	0 円	1184 円
	2段階		600 円	370 円	1854 円
	3段階①		1000 円	370 円	2254 円
	3段階②		1300 円	370 円	2554 円
	4段階		1500 円	955 円	3339 円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	12/日	療養食加算	8/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	4・8/日	口腔連携強化加算	50/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6/日	送迎加算	184/回
看取り連携体制加算	64/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	100/月・10/月		

2割負担

個室

(単位：円/日)

介護度	区分	介護(2割)	食費	居住費	合計
要支援 1	1段階	902	300 円	320 円	1522 円
	2段階		600 円	420 円	1922 円
	3段階①		1000 円	820 円	2722 円
	3段階②		1300 円	820 円	3022 円
	4段階		1500 円	1271 円	3673 円
要支援 2	1段階	1122	300 円	320 円	1742 円
	2段階		600 円	420 円	2142 円
	3段階①		1000 円	820 円	2942 円
	3段階②		1300 円	820 円	3242 円
	4段階		1500 円	1271 円	3893 円
要介護度 1	1段階	1206	300 円	320 円	1826 円
	2段階		600 円	420 円	2226 円
	3段階①		1000 円	820 円	3026 円
	3段階②		1300 円	820 円	3326 円
	4段階		1500 円	1271 円	3977 円
要介護度 2	1段階	1344	300 円	320 円	1964 円
	2段階		600 円	420 円	2364 円
	3段階①		1000 円	820 円	3164 円
	3段階②		1300 円	820 円	3464 円
	4段階		1500 円	1271 円	4115 円
要介護度 3	1段階	1490	300 円	320 円	2110 円
	2段階		600 円	420 円	2510 円
	3段階①		1000 円	820 円	3310 円
	3段階②		1300 円	820 円	3610 円
	4段階		1500 円	1271 円	4261 円
要介護度 4	1段階	1630	300 円	320 円	2250 円
	2段階		600 円	420 円	2650 円
	3段階①		1000 円	820 円	3450 円
	3段階②		1300 円	820 円	3750 円
	4段階		1500 円	1271 円	4401 円
要介護度 5	1段階	1768	300 円	320 円	2388 円
	2段階		600 円	420 円	2788 円
	3段階①		1000 円	820 円	3588 円
	3段階②		1300 円	820 円	3888 円
	4段階		1500 円	1271 円	4539 円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	24/日	療養食加算	16/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	8・16/日	口腔連携強化加算	100/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	12/日	送迎加算	368/回
看取り連携体制加算	128/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	200/月・20/月		

2割負担

多床室

(単位：円/日)

介護度	区分	介護(2割)	食費	居住費	合計
要支援1	1段階	902	300円	0円	1202円
	2段階		600円	370円	1872円
	3段階①		1000円	370円	2272円
	3段階②		1300円	370円	2572円
	4段階		1500円	955円	3357円
要支援2	1段階	1122	300円	0円	1422円
	2段階		600円	370円	2092円
	3段階①		1000円	370円	2492円
	3段階②		1300円	370円	2792円
	4段階		1500円	955円	3577円
要介護度1	1段階	1206	300円	0円	1506円
	2段階		600円	370円	2176円
	3段階①		1000円	370円	2576円
	3段階②		1300円	370円	2876円
	4段階		1500円	955円	3661円
要介護度2	1段階	1344	300円	0円	1644円
	2段階		600円	370円	2314円
	3段階①		1000円	370円	2714円
	3段階②		1300円	370円	3014円
	4段階		1500円	955円	3799円
要介護度3	1段階	1490	300円	0円	1790円
	2段階		600円	370円	2460円
	3段階①		1000円	370円	2860円
	3段階②		1300円	370円	3160円
	4段階		1500円	955円	3945円
要介護度4	1段階	1630	300円	0円	1930円
	2段階		600円	370円	2600円
	3段階①		1000円	370円	3000円
	3段階②		1300円	370円	3300円
	4段階		1500円	955円	4085円
要介護度5	1段階	1768	300円	0円	2068円
	2段階		600円	370円	2738円
	3段階①		1000円	370円	3138円
	3段階②		1300円	370円	3438円
	4段階		1500円	955円	4223円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	24/日	療養食加算	16/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	8・16/日	口腔連携強化加算	100/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	12/日	送迎加算	368/回
看取り連携体制加算	128/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	200/月・20/月		



**3割負担**

**個室**

(単位：円/日)

介護度	区分	介護(3割)	食費	居住費	合計
要支援1	1段階	1353	300円	320円	1973円
	2段階		600円	420円	2373円
	3段階①		1000円	820円	3173円
	3段階②		1300円	820円	3473円
	4段階		1500円	1271円	4124円
要支援2	1段階	1683	300円	320円	2303円
	2段階		600円	420円	2703円
	3段階①		1000円	820円	3503円
	3段階②		1300円	820円	3803円
	4段階		1500円	1271円	4454円
要介護度1	1段階	1809	300円	320円	2429円
	2段階		600円	420円	2829円
	3段階①		1000円	820円	3629円
	3段階②		1300円	820円	3929円
	4段階		1500円	1271円	4580円
要介護度2	1段階	2016	300円	320円	2636円
	2段階		600円	420円	3036円
	3段階①		1000円	820円	3836円
	3段階②		1300円	820円	4136円
	4段階		1500円	1271円	4787円
要介護度3	1段階	2235	300円	320円	2855円
	2段階		600円	420円	3255円
	3段階①		1000円	820円	4055円
	3段階②		1300円	820円	4355円
	4段階		1500円	1271円	5006円
要介護度4	1段階	2445	300円	320円	3065円
	2段階		600円	420円	3465円
	3段階①		1000円	820円	4265円
	3段階②		1300円	820円	4565円
	4段階		1500円	1271円	5216円
要介護度5	1段階	2652	300円	320円	3272円
	2段階		600円	420円	3672円
	3段階①		1000円	820円	4472円
	3段階②		1300円	820円	4772円
	4段階		1500円	1271円	5423円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	36/日	療養食加算	24/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	12・24/日	口腔連携強化加算	150/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	18/日	送迎加算	552/回
看取り連携体制加算	192/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	300/月・30/月		

3割負担

多床室

(単位：円/日)

介護度	区分	介護 (3割)	食費	居住費	合計
要支援 1	1段階	1353	300 円	0 円	1653 円
	2段階		600 円	370 円	2323 円
	3段階①		1000 円	370 円	2723 円
	3段階②		1300 円	370 円	3023 円
	4段階		1500 円	955 円	3808 円
要支援 2	1段階	1683	300 円	0 円	1983 円
	2段階		600 円	370 円	2653 円
	3段階①		1000 円	370 円	3053 円
	3段階②		1300 円	370 円	3353 円
	4段階		1500 円	955 円	4138 円
要介護度 1	1段階	1809	300 円	0 円	2109 円
	2段階		600 円	370 円	2779 円
	3段階①		1000 円	370 円	3179 円
	3段階②		1300 円	370 円	3479 円
	4段階		1500 円	955 円	4264 円
要介護度 2	1段階	2016	300 円	0 円	2316 円
	2段階		600 円	370 円	2986 円
	3段階①		1000 円	370 円	3386 円
	3段階②		1300 円	370 円	3686 円
	4段階		1500 円	955 円	4471 円
要介護度 3	1段階	2235	300 円	0 円	2535 円
	2段階		600 円	370 円	3205 円
	3段階①		1000 円	370 円	3605 円
	3段階②		1300 円	370 円	3905 円
	4段階		1500 円	955 円	4690 円
要介護度 4	1段階	2445	300 円	0 円	2745 円
	2段階		600 円	370 円	3415 円
	3段階①		1000 円	370 円	3815 円
	3段階②		1300 円	370 円	4115 円
	4段階		1500 円	955 円	4900 円
要介護度 5	1段階	2652	300 円	0 円	2952 円
	2段階		600 円	370 円	3622 円
	3段階①		1000 円	370 円	4022 円
	3段階②		1300 円	370 円	4322 円
	4段階		1500 円	955 円	5107 円

加算	単位	加算	単位
機能訓練体制加算	36/日	療養食加算	24/食
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	12・24/日	口腔連携強化加算	150/月
サービス提供体制加算(Ⅲ)	18/日	送迎加算	552/回
看取り連携体制加算	192/日	介護職員等処遇改善加算	13.6%
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	300/月・30/月		

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

☆令和6年4月から介護報酬等の改定によりご利用者負担が変更になりました。

別紙の介護度別料金表に応じたサービス利用料金表の金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合に限り、認定証に記載している負担限度額とします。

<共通加算>

機能訓練体制加算 1日当たり120円（自己負担額12円）

※機能訓練とは、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行います。

サービス提供強化加算（Ⅲ） 1日当たり60円（自己負担額6円）

※直接処遇職員のうち、勤続年数3年以上職員の占める割合が30%以上で加算させる。

看護体制加算（Ⅰ） 1日当たり40円（自己負担額4円）

※常勤の看護師を1名以上配置し、且つ本体施設と別に看護師を1名以上配置。

看護体制加算（Ⅱ） 1日当たり80円（自己負担額8円）

※看護職員が25人またはその端数を増すごとに1名以上配置された時に算定されます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） 1月当たり（Ⅰ）100円（自己負担額10円）

（Ⅱ） 10円（自己負担額1円）

※介護現場における生産性の向上に資する取り組みの実施等

## 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護報酬総単位数×サービス別加算（13.6%）

※介護報酬総単位数とは、全ての加算を足したものです。故に利用者様一人ひとり違います。

### <該当者のみ加算>

送迎加算 片道1, 840円（自己負担額184円）

※利用者の心身の状態、家族等の事業等からみて送迎を行う事が必要と認められる利用者に対して、送迎を行います。

療養食加算 1日当たり240円（自己負担額24円）

※ご利用者様の病状に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき厚生労働大臣が定める者等に療養食が提供された場合に算定されます。

口腔連携強化加算 1月当たり500円（自己負担額50円）

※職員が口腔の健康状態を評価し、利用者の同意を得て歯科医・介護支援専門員に情報提供した場合。

看取り連携強化加算 1日当たり640円（自己負担額64円）

※看護職員、介護職員、医療機関等との24時間連携体制を確保していること。

看取り期における対応方針を説明し、同意を得ていること。（死亡日以前から7日を限度）

### <その他>

長期利用減算 1日当たり—300円（自己負担額—30円）

※連続して30日以上利用した場合

業務継続計画未実施減算 所定単位数の100分の3を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1を減算

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1を減算

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- 食費 1日 1,500円 (内訳:朝食500円 昼食500円 夕食500円)

- 居住費 1日 (個室) 1,271円 (多床室) 955円

- 理美容

[理髪・美容サービス]

理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金: 要した費用の実費

ヘアサロン たぐち をご利用の場合

カット	¥1,500円
顔剃り (希望者のみ)	¥1,500円

ジェイビーワン をご利用の場合

カット	¥1,800円
女性顔剃り (希望者のみ)	¥500円
男性顔剃り (希望者のみ)	¥1,000円

※ジェイビーワンをご利用の場合ご希望で、シャンプー、パーマ、カラーなども行えます。(料金別途)

※カットと顔剃りを別々の業者に依頼する事は出来ませんのでご了承ください。

① レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

電気製品 (テレビ等) をお持ちいただいた場合、使用料として1日100円ご負担いただき

ます。2種類以上お持ちいただいても1日100円のご負担です。  
おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

事業者は、前記(1)、(2)の料金・費用について、毎月末締めにて請求書を発行します。契約者は翌月20日までにお支払い下さい。尚理美容代につきましては、実施日に出張理美容サービス担当者へ支払うため、事前に集金をさせていただきます。

### (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

\*利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護等サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

\*利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

\*サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

\*ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

施設介護支援専門員、生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 随時受け付けます。

○連絡先 宝寿会 ヴィレージュ 0276-(71)-1682

\*苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。また、苦情解決に関する規定を事務所前に

備え付けておりますので、ご自由に関覧下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 館林市役所介護保険担当課 (72-4111)
- ・ 福祉サービス運営適正化委員会 (027-255-6669)
- ・ 国民健康保険団体連合会 介護保険推進課 (027-290-1323)  
(苦情処理担当委員)

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護

事業者住所 館林市岡野町 335-1

事業者名 社会福祉法人 宝寿会

代表者氏名 理事長 氏名 柴 崎 貴 之 印

管 理 者 施設長 氏名 栗 原 幹 也 印

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護等サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附則 平成 24 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定に基づく料金変更  
平成 27 年 1 月 31 日 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護共通の内容  
に変更。  
平成 27 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定に基づく料金変更  
平成 27 年 8 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定に基づく料金変更  
平成 30 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定に基づく料金変更  
平成 31 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定に基づく料金変更  
令和 3 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定の基づく料金変更  
令和 6 年 4 月 1 日 介護保険制度・介護報酬改定の基づく料金変更



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 4,979.45㎡
- (3) 事業所の周辺環境

周辺は平地であり緑豊かな静かな環境で日当たりも良好です。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス支援計画」又は「居宅サービス計画（ケアプラン）」（以下「居宅サービス計画等」）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」（以下「短期入所生活介護計画等」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

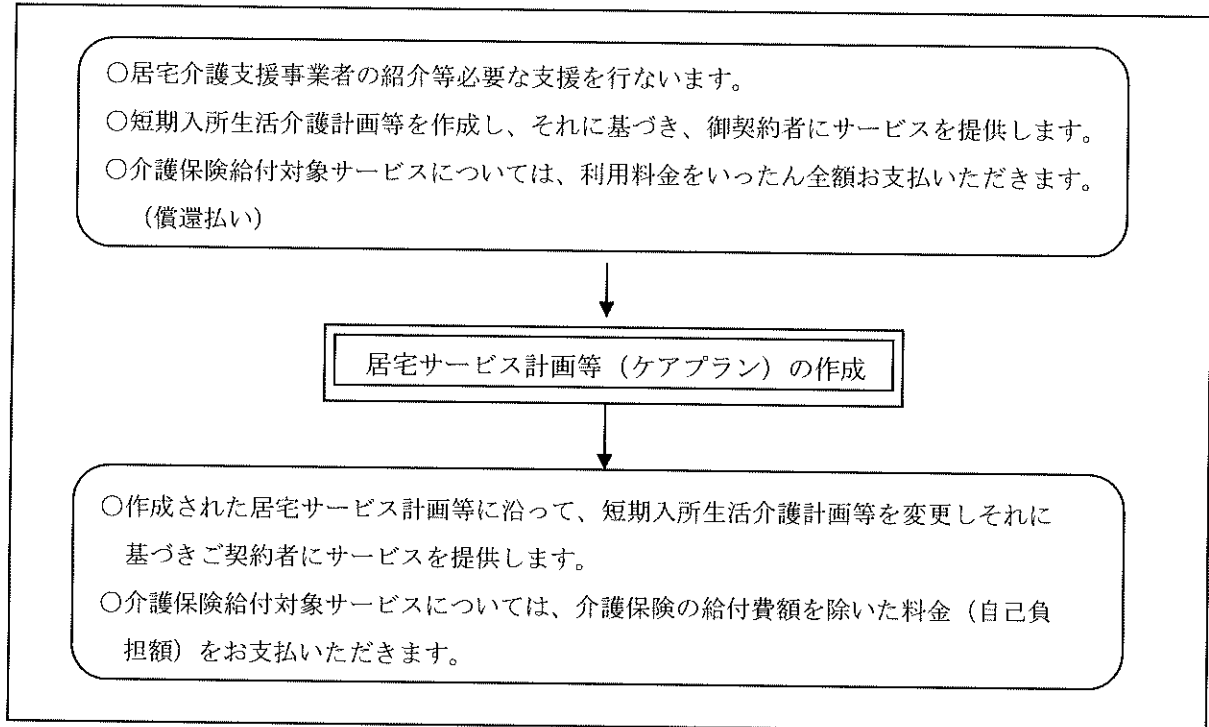
① 短期入所生活介護計画等の原案については、居宅サービス計画等を踏まえ作成し、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

② 短期入所生活介護計画等は、居宅サービス計画等が変更された場合、もしくはご契約者及びそのご家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要がある場合にはご契約者及びそのご家族と協議して、短期入所生活介護計画等を変更します。

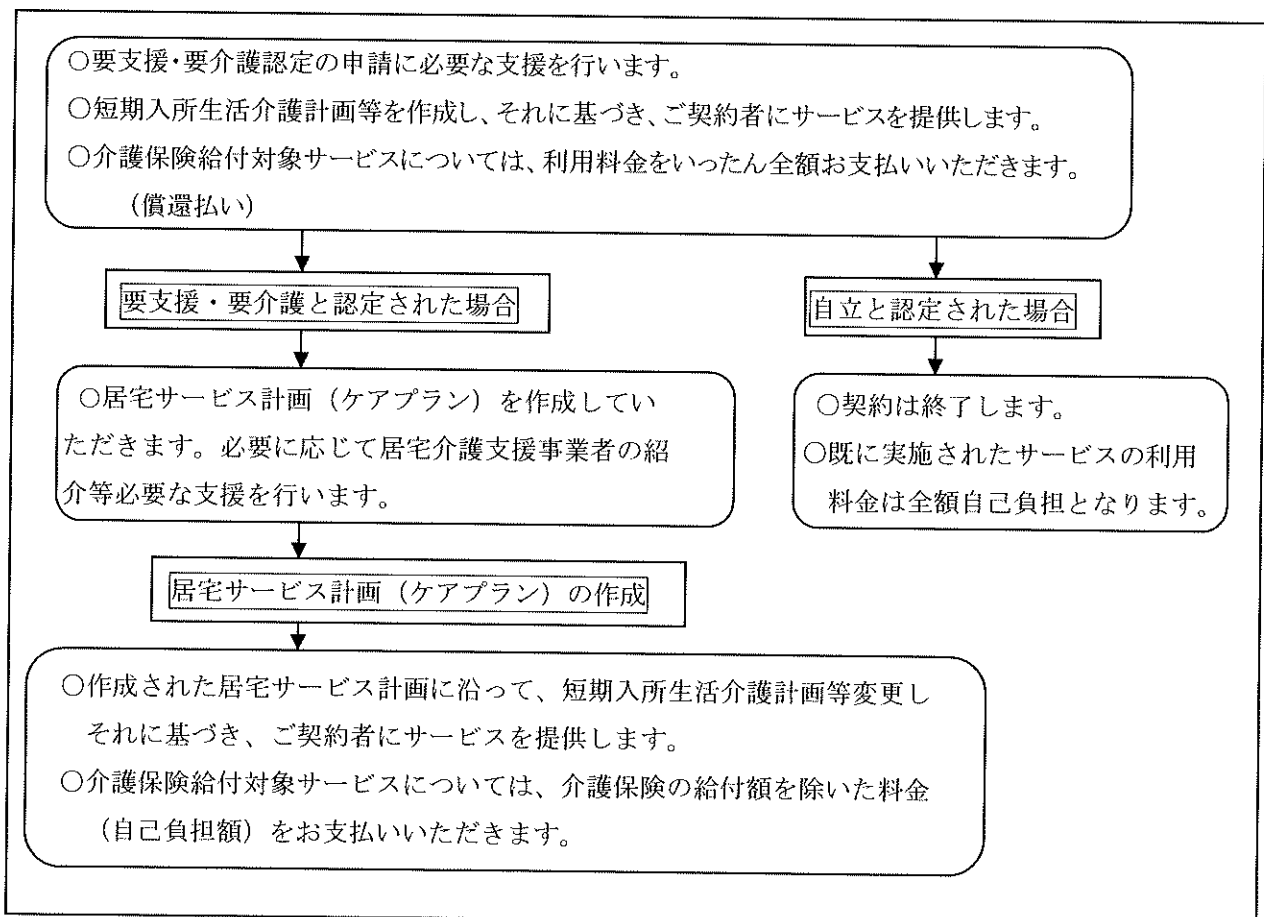
③ 短期入所生活介護計画等が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。要支援・要介護認定を受けている場合

①要支援・要介護認定を受けている場合



②要支援・要介護認定を受けていない場合



## 6. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 7 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

## (3) サービス利用中の医療の提供について

基本的に短期入所生活介護は在宅サービスとなっております。サービス利用中に発熱・嘔吐・下痢その他の諸症状につきましては、事業所から症状の説明をご家族（身元引受人）へ行いますので、ご家族（身元引受人）対応にてかかりつけ（主治医）病院に受診となります。

サービス利用中に内服薬が終了となった場合にも同様とさせていただきます。

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関                      ・ 館林厚生病院              ・ 佐野在宅診療所

協力歯科医療機関                ・ ちよだの森歯科診療所

## 8 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援又は要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 契約者が死亡した場合</li><li>② 要支援・要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合</li><li>③ 業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。</li><li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。</li><li>⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ol> |
|--|

⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 5 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 契約者の「居宅サービス計画等（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護等サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。